第1章　計画の取組方針

（1）　計画策定の趣旨

佐賀県では、県民が犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らせる社会づくりを進めていくとともに、人と人との絆を大切にしてお互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くため、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（以下「防犯あんしん条例」という。）を平成26年4月１日から施行しています。

この防犯あんしん条例に基づき、平成27年2月、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間として「佐賀県防犯あんしん計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり（以下「安全安心なまちづくり」という。）の推進に関する総合的な施策の展開を図ってきました。

第1次計画策定からこれまでの間、刑法犯認知件数は減少傾向が続いている一方、子どもや女性への声かけやつきまとい事案の継続発生、振り込め詐欺をはじめとするニセ電話詐欺による被害の拡大などにより、県民の犯罪被害への不安感は依然として払拭できない状況です。

このため、県民等による自主的な活動など犯罪を未然に防ぐための更なる取組が求められています。

「第2次防犯あんしん計画」は、第1次計画に基づく、これまでの安全で安心なまちづくりの推進に関する総合的な施策の取組状況や今日の犯罪情勢を踏まえ、策定するものです。

（2）　計画の位置付け

防犯あんしん条例第8条に規定する推進計画であり、施策の方向性等以下の内容について定めるものです。

① 総合的かつ長期的に講ずべき安全安心なまちづくりに関する施策の取組方針

② 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（3）　計画の目標

佐賀県は、防犯あんしん条例が目指す県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止のための取組を定め、県民、事業者、地域の活動団体等と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現していきます。

（4）　計画の期間

計画期間は、2019年度から2022年度までの4年間とします。

第2章　現状と課題

⑴　県内の犯罪情勢

①　刑法犯認知状況

佐賀県における刑法犯認知件数は、平成15年の14，351件をピークに減少傾向が続き、平成29年は4，331件とピーク時から30．2％まで減少しており、これまでの防犯に関する各種施策の推進と県民の自主防犯意識の向上による成果が数値として表れています。

また、平成29年中の刑法犯認知件数の内訳の状況を罪種別に見ると、窃盗犯は全体の7割以上を占めており、その中でも自転車盗や万引きの割合がほぼ半数を占める状況になっています。そのうち、自転車盗の被害では無施錠の被害が約7割を占め、被害者の約7割を学生等が占めています。

このように、誰でも被害に遭いやすい犯罪が、街頭や住宅など県民の身近なところで発生していることから、自転車盗難防止のための施錠促進をはじめ、県民に身近な犯罪被害の防止に向けた意識啓発の取組が一層求められます。

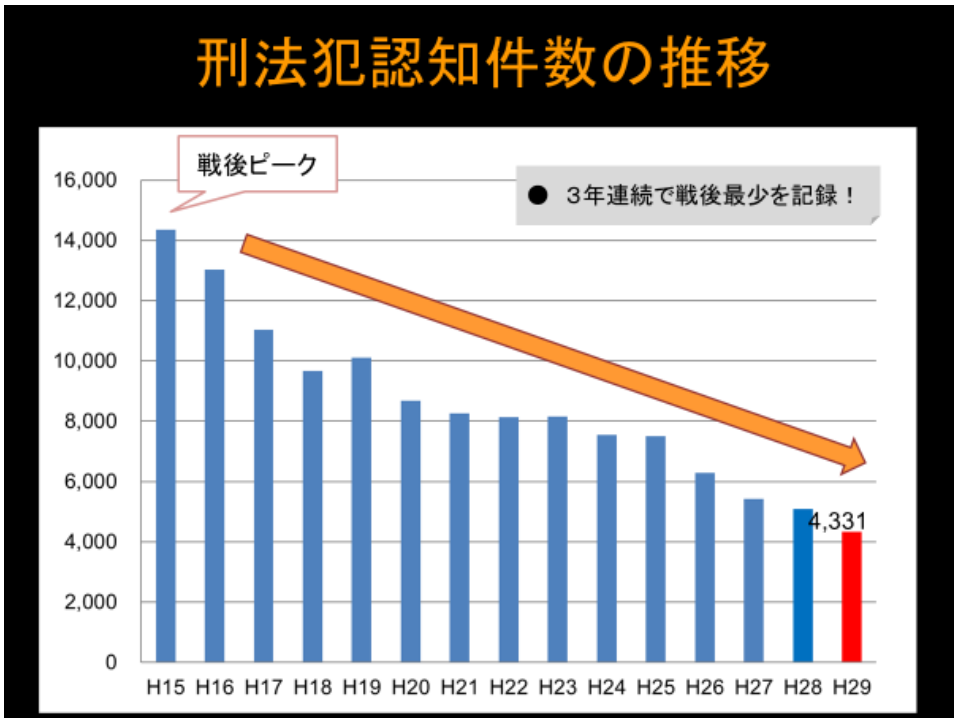

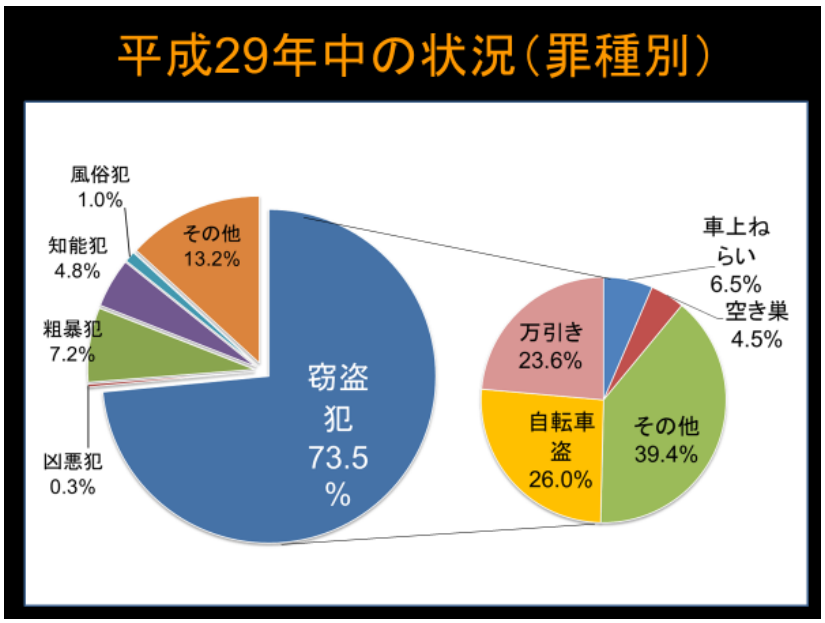
平成29年中の状況（罪種別）
風俗犯
1.0%
その他
13.2%
知能犯
4.8%
粗暴犯
7.2%
凶悪犯
0.3%
窃盗
犯
73.5
%
車上ね
らい
6.5%
空き巣
4.5%
万引き
23.6%
自転車
盗
26.0%
その他
39.4%

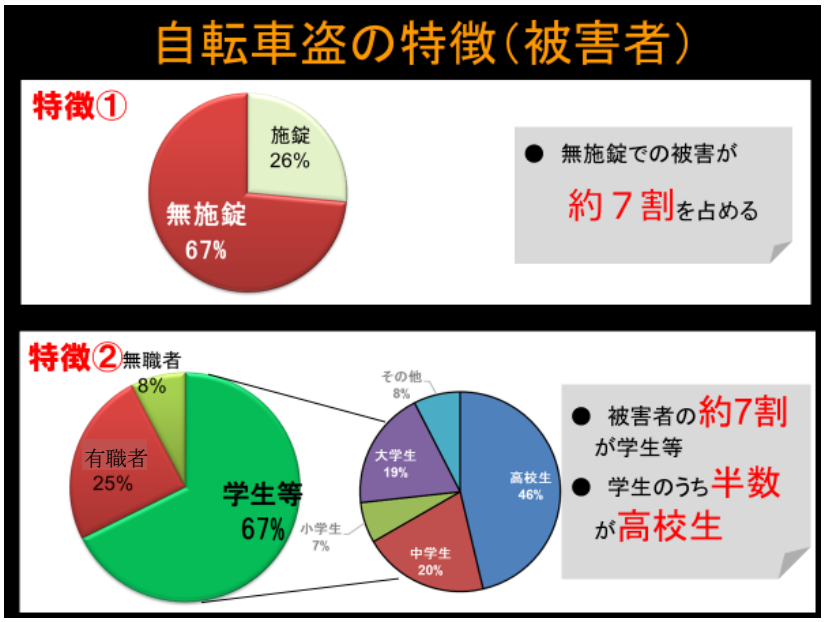
自転車盗の特徴（被害者）
特徴①
施錠
26%
無施錠
67%
● 無施錠での被害が
約７割を占める
特徴②無職者
8%
有職者
25%
学生等
67%
その他
8%
大学生
19%
高校生
46%
小学生
7%
中学生
20%
● 被害者の約7割
が学生等
● 学生のうち半数
が高校生

② 声かけ・つきまとい事案の認知状況

子どもや女性に対する声かけやつきまとい事案の認知件数は、第1次計画策定前の平成26年に97件発生していましたが、その後も平成27年に136件、平成28年に161件、平成29年に163件発生しており、3年で約1．7倍に増加しています。

増加の原因のひとつには、他県で登下校中の子どもが事件に巻き込まれる事案が発生したことを受けて、子どもや地域の警戒心の強まりとともに通報するケースが増えていることも一因とみられますが、県内においても、悪質な声かけやつきまとい事案が発生しています。

このため、現在各地域で防犯ボランティア団体が登下校の見守りを行っているところですが、高齢化や後継者不足が進み、人材確保が課題となっており、安全で安心な地域をつくるには、県や市町、事業者・団体を含め、県民一人ひとりが主役となり、主体的になって取り組むことが必要です。

また、子どもや女性自らが防犯意識を高めることも必要であり、そのための啓発活動にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

声かけ・つきまとい発生状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
声かけ（件）	61	94	101	116
つきまとい（件）	36	42	60	47

発生時間帯別

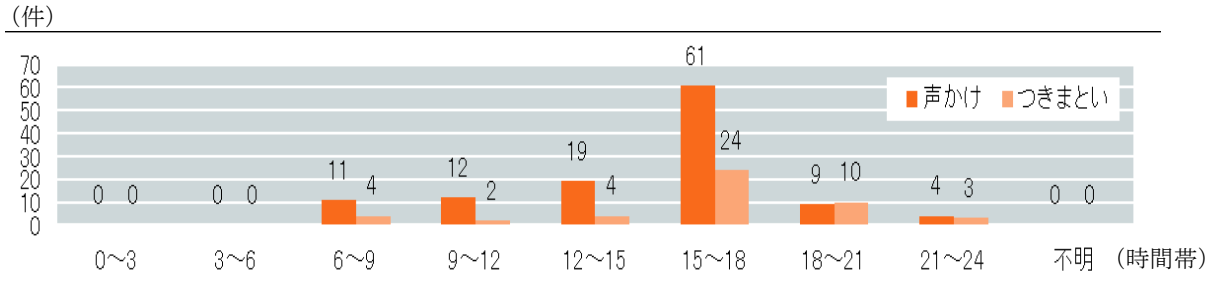

【H29 年中データ】

発生曜日別

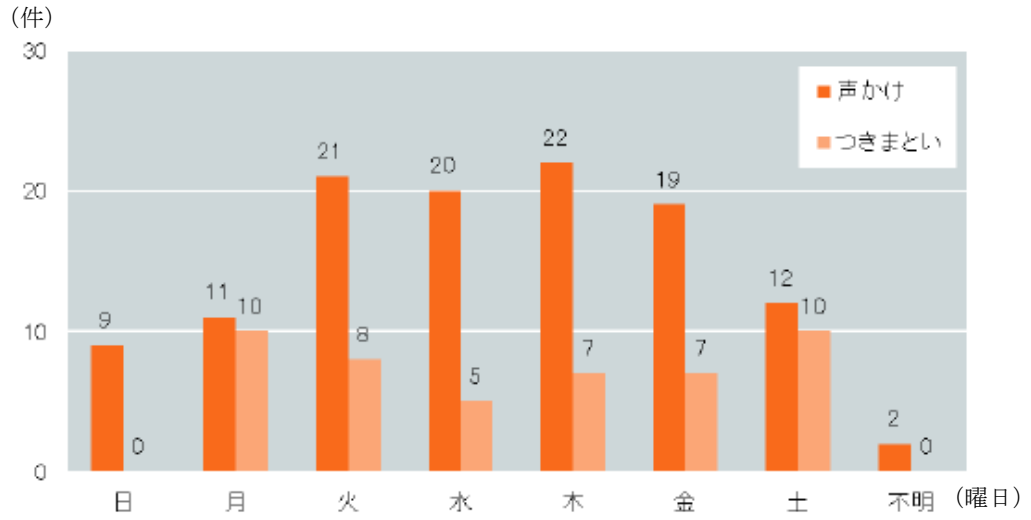

発生状況の月別推移

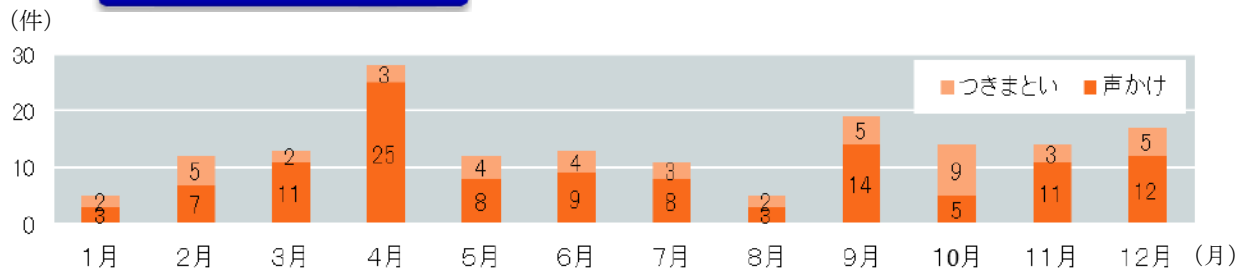

発生警察署別

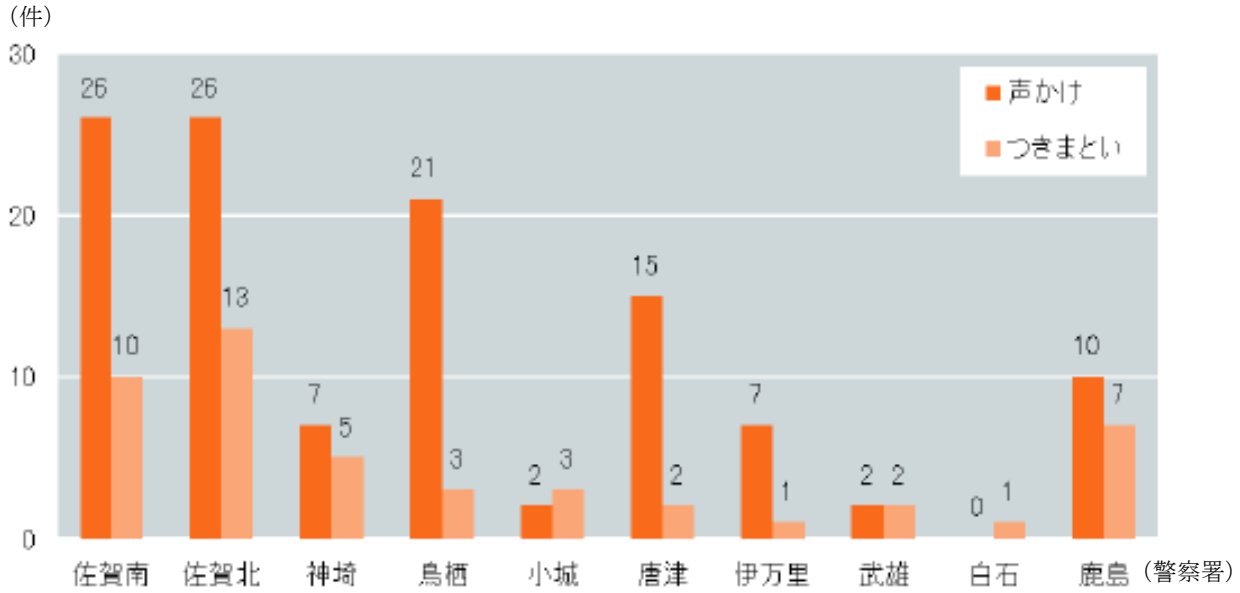

【H29 年中データ】

発生場所別

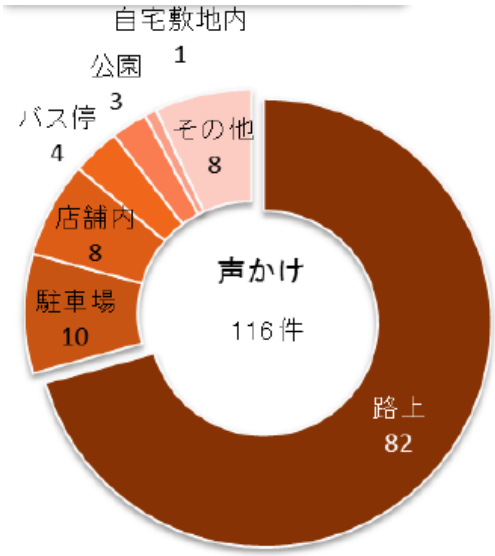

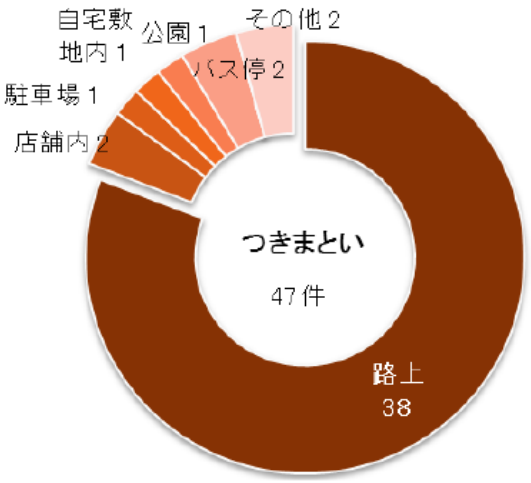

被害者の学職別

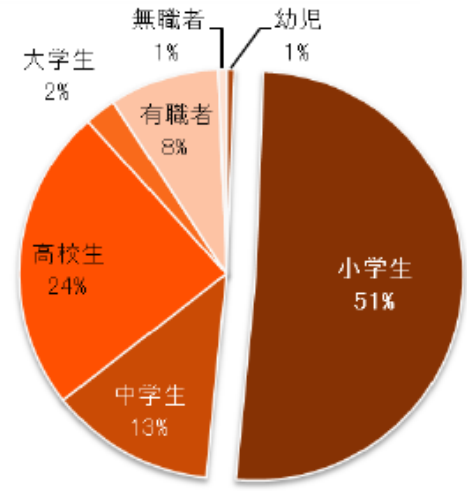

行為者の交通手段別

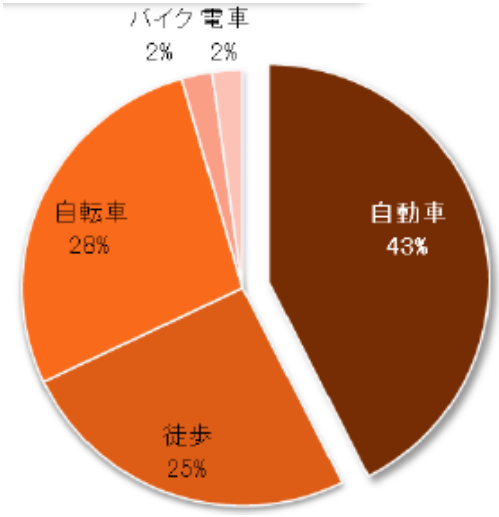

【H29 年中データ】

③　ニセ電話詐欺被害の状況

振り込め詐欺をはじめとするニセ電話詐欺による県内の被害額は、平成24年以降6年連続で1億円を超え、中でも平成27、28年は2年連続で2億円を超えるなど、大きな問題となっています。

ニセ電話詐欺の主な手口は、電話などで公的機関の職員を装い、保険料や医療費の還付金があるなどと言う「還付金等詐欺」、息子や孫を装い、株で失敗し会社の金を使い込んだなどと言う「オレオレ詐欺」、有料サイトの未払いがある、電子ギフト券を買って番号を教えてなどと言う「架空請求詐欺」などがあり、年々多様化しています。

このような詐欺は、様々な手口を犯罪者グループが巧みに使い分け、組織的に実行しており、過去に発生した手口の再発だけでなく、今後さらなる手口の巧妙化・悪質化が懸念されるところです。

平成29年中、被害者の年齢は65歳以上の高齢者が約64％を占め、今後の高齢者人口の増加に伴い更なる被害の拡大が懸念されるところです。

このため、県内の高齢者がニセ電話詐欺の被害者となることのないよう、効果的な広報啓発にこれまで以上に取り組んでいくことが必要です。

ニセ電話詐欺被害の推移

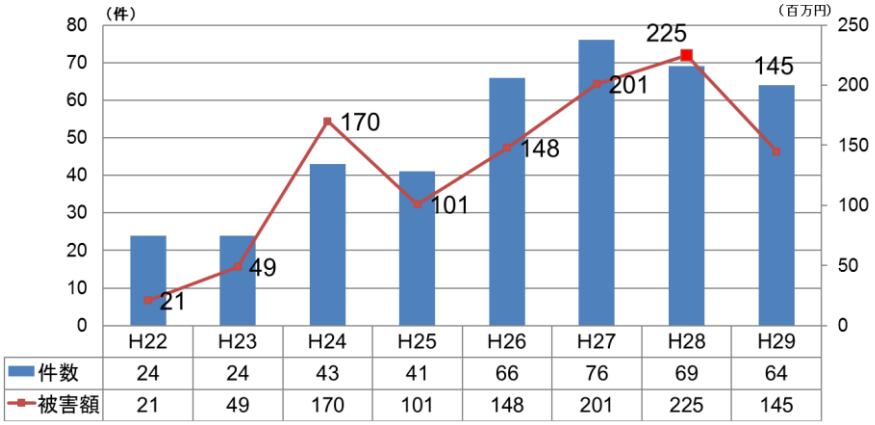

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	24	24	43	41	66	76	69	64
被害額	21	49	170	101	148	201	225	145

【H29 年中データ】

手口別、年代

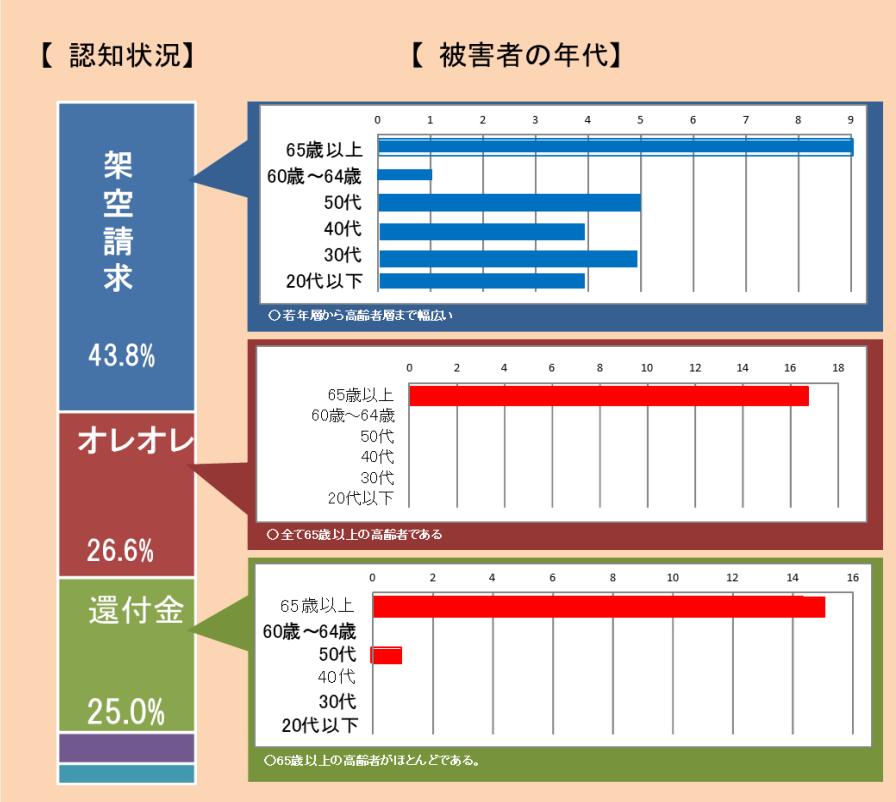

【H29 年中データ】

④　サイバー犯罪の発生状況

インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっています。一方で、サイバー犯罪の手口は、悪質・巧妙化し、サイバー空間の脅威は増大しています。

平成29年中のサイバー犯罪検挙件数は71件であり、平成25年の49件に比べ約1．5倍に増加しています。また、平成29年中のサイバー犯罪に関する警察への相談は764件で増加傾向にあります。相談内容の内訳は、インターネットを利用した詐欺や悪質商法に関する相談が298件と最も多く、インターネットのサービスを利用するにあたり、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

広く普及したスマートフォン等の影響により、今後もインターネット上でのトラブルや犯罪被害が増加すると予測されることから、それらを未然に防ぐため、子どもから高齢者まで幅広い層のインターネット利用者に対してサイバーセキュリティを向上させる取組が必要です。

サイバー犯罪検挙状況の推移

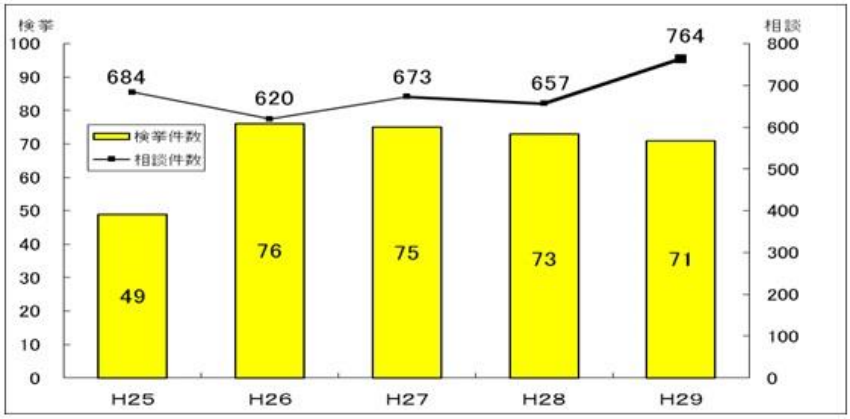

平成29年中の相談状況

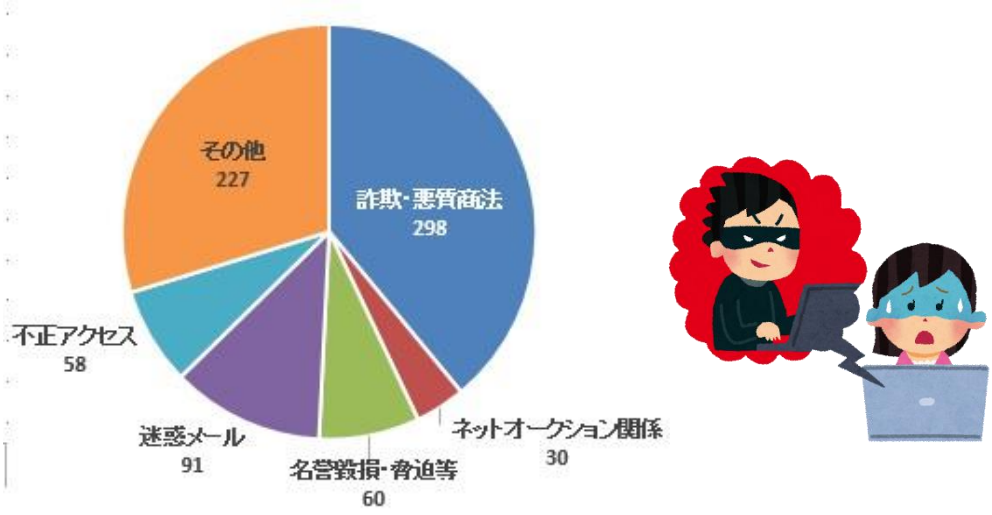

⑵ 県民意識の調査等の概要

【佐賀県県民意識調査結果】

平成30年5月23日から同年6月8日までの間に県内に在住する18歳以上の男女3，000人に対して県政全般について県民の声を把握することを目的に調査を実施し、有効回答数1，396件（有効回答率46．5％）の回答を得ました。

このうち「安心して生活するために必要だと思うこと」についての回答状況は次のとおりです。

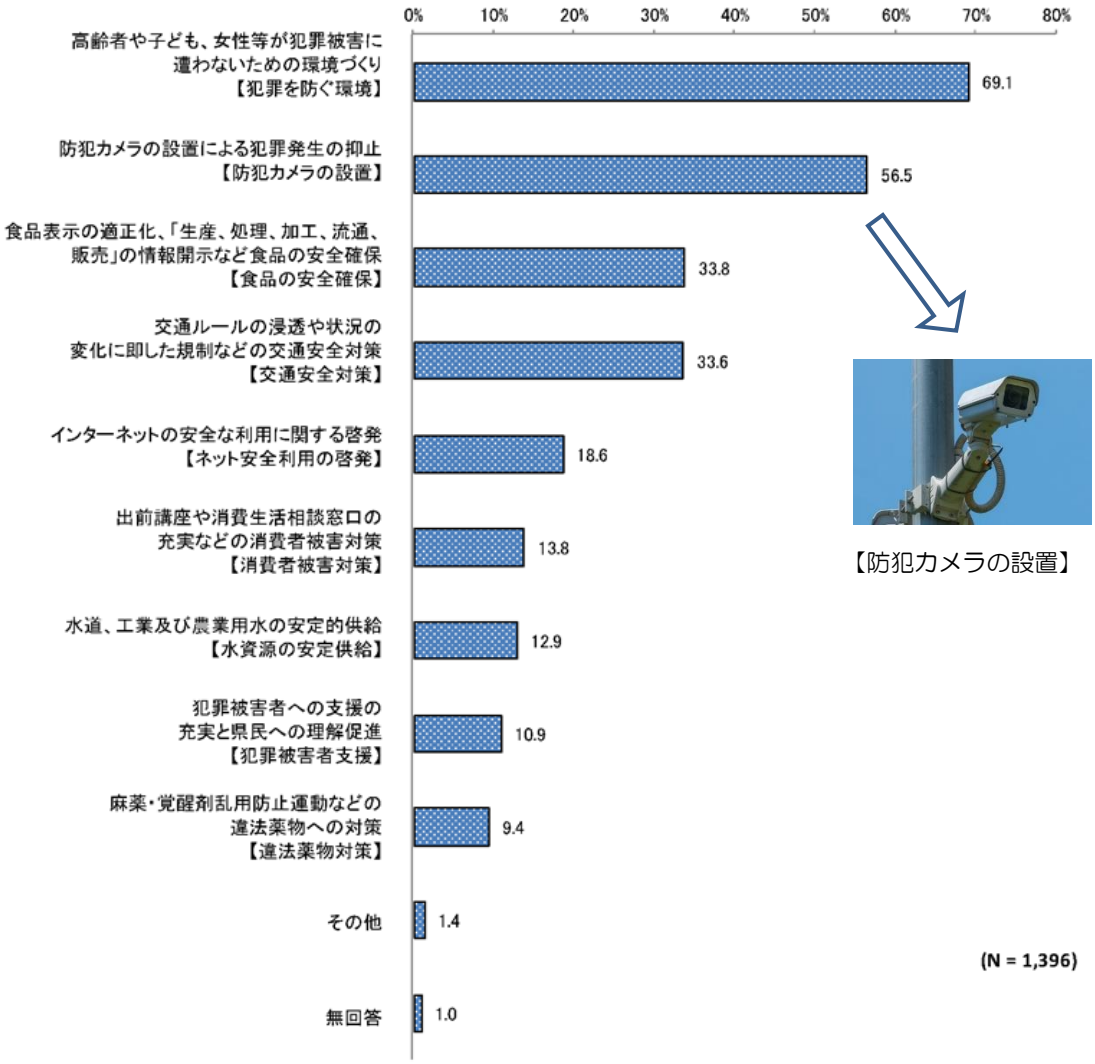

【防犯カメラの設置】

全体では、「犯罪を防ぐ環境」が69．1％と最も高く、次いで「防犯カメラの設置」が56．5％となっており、高齢者や子ども、女性等が犯罪被害に遭わないための環境づくりや防犯カメラの設置による犯罪発生の抑止について、多くの人が必要性を感じています。

【県警察本部による安全安心に関する県民アンケート実施結果】

平成28年7月に、県民が治安に対して不安を感じる要因を把握し、警察業務に活用するため、佐賀県警察本部が安全安心に関する県民アンケートを1，445人に対して実施し、有効回答数1，439人（有効回答率99．6％）の回答を得ました。

（ア） 佐賀県の治安について

佐賀県の治安について良いと思うかとの問いに対して、「良い」（29％）、どちらかと言えば良い（52％）を合わせた81％の人が好印象に感じています。

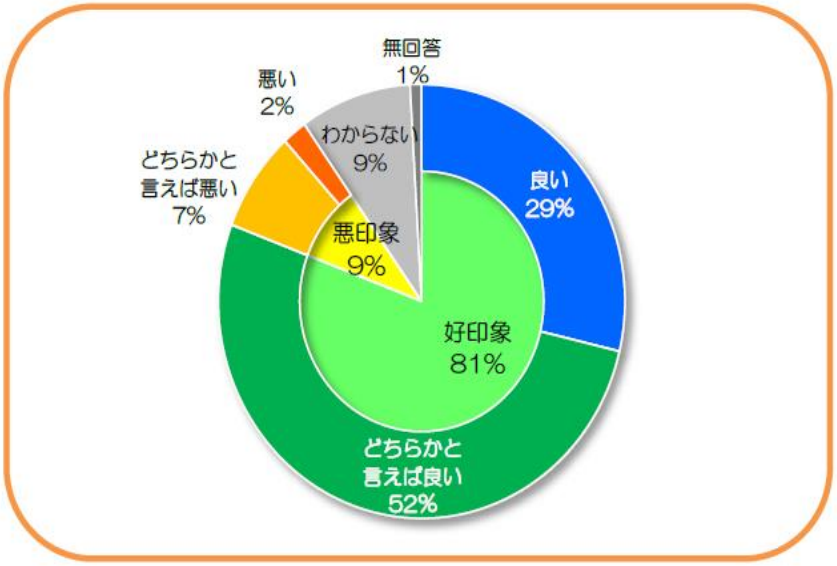

（イ） 犯罪被害に遭う不安について

住まいの地域で、「犯罪被害に遭うのでは」という不安を感じるかとの問いに対して、「感じない」（18％）、「あまり感じない」（43％）、「やや感じる」（14％）、「感じる」（2％）、どちらとも言えない（21％）という結果であり、37％の人は安心していないという状況がうかがえます。

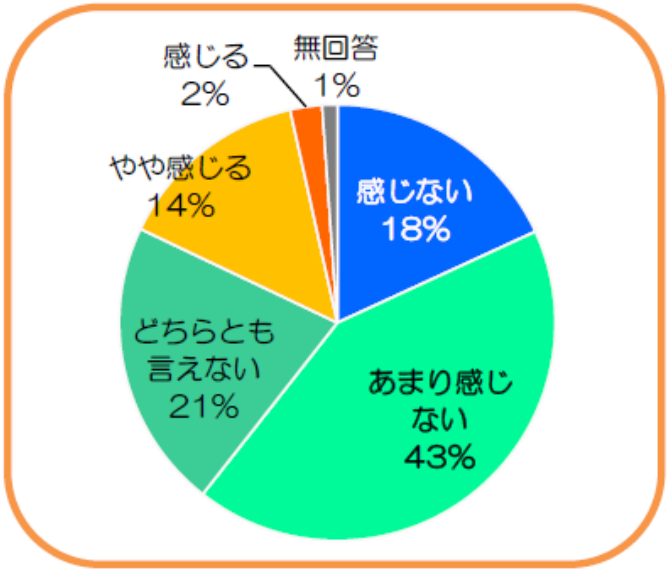

（ウ） 犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所について

犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどのような場所かとの問いに対して、「路上」（34．2％）、「繁華街」（28．7％）、「インターネット空間」（26．6％）となっており、駅や公園等の公共空間よりもインターネット空間における犯罪被害の不安が高くなっています。

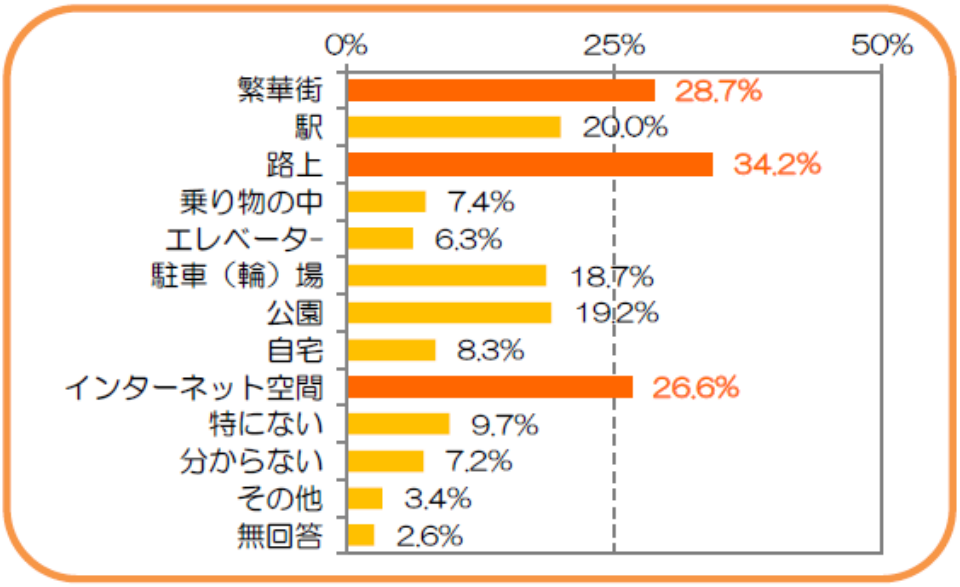

（エ） パトロール活動について

住まいの地域で、最も見かけるパトロール活動は何かとの問いに対して、「住民による見守り活動」（32％）、「青色防犯パトロール車」（9％）との回答であり、「警察によるパトロール」（40％）と同等に地域防犯活動に関心と期待が寄せられているものと考えられます。

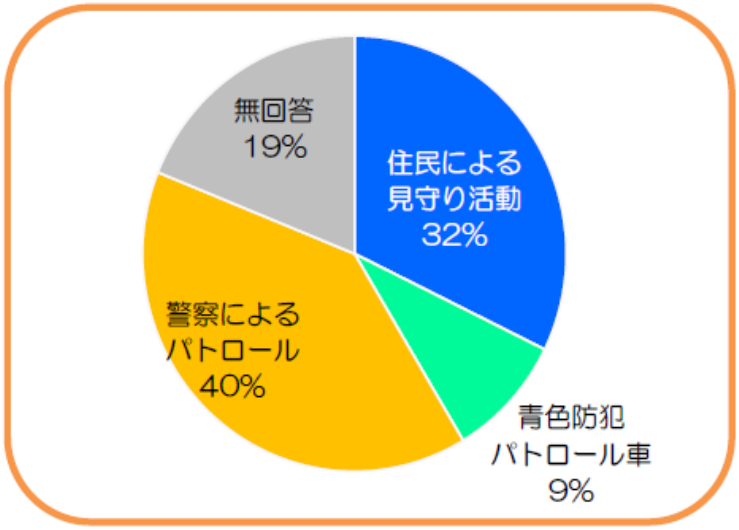

（オ）　防犯関連情報の入手方法について

どのようにして防犯関連の情報を入手しているかとの問いに対して、「新聞、雑誌、書籍、テレビ、ラジオ」（72．4％）、「インターネット」（26．3％）となっており、より一層の各種メディア等を活用した防犯情報の発信が必要だと言えます。

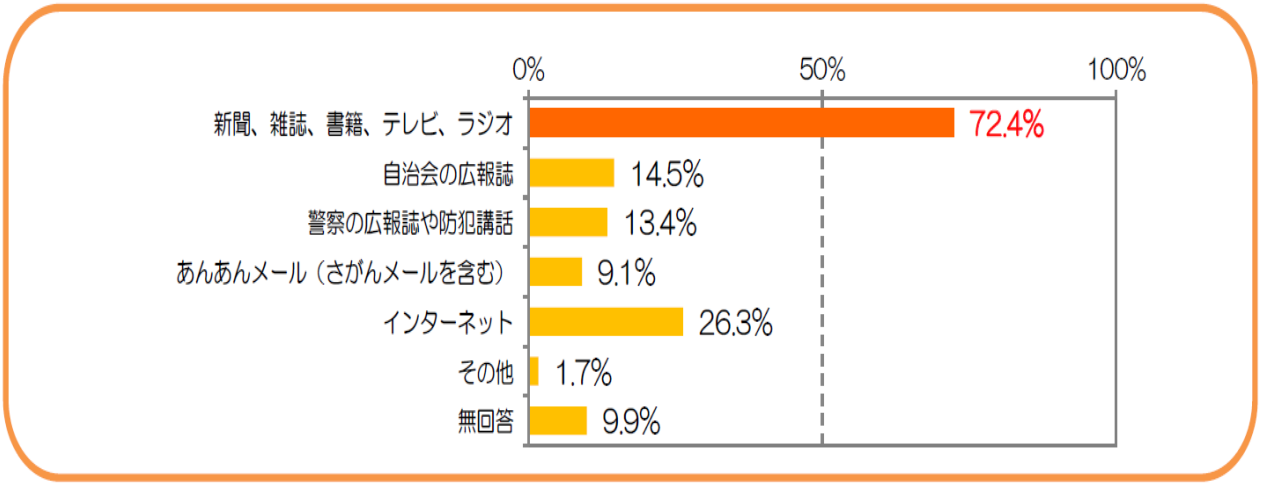

⑶　県内の防犯活動の状況

①　防犯ボランティアの活動状況

県内各地で行われている自主的な防犯活動は、犯罪発生の抑止や、子ども・女性の犯罪被害防止に大きな役割を果たしています。

県内で自主的な防犯活動を行う防犯ボランティア団体は、第1次計画策定前の平成26年の251団体（34，205人）から、平成29年の243団体（28，502人）へと団体数は10団体、構成員数は約8，500人減少しています。

防犯ボランティア団体の構成員は、発足当初から固定化している団体が多く、新たな団体発足や、新規加入の構成員が少ない状態であり、高齢化も進んでいる状態です。

高齢化が進んでいる本県においては、若年層の参加を促進し後継者を育成する必要があるなど、活動を継続していくための課題も生じています。

②　事業者等による防犯活動状況

近年、防犯CSR活動（企業が持続的な発展を目的として防犯の分野で自主的な取組を行う活動）に取り組む事業者も増加しており、犯罪の起きにくい社会づくりに向けて、連携・協力して取組を推進しています。

平成30年10月現在では、県内の51団体が県警察本部と防犯に関する覚書を締結し、防犯広報や見守り活動、ニセ電話詐欺被害防止や自転車の鍵かけ促進を呼びかけるなどの防犯CSR活動を行っています。

このような事業者（団体）の取組は、減少傾向にある防犯ボランティア団体の防犯活動を補うなど、地域の安全確保に大きく貢献しており、今後もこの活動が継続・拡充されるよう推進していく必要があります。

⑷ 犯罪被害者等に対する支援の情勢

① 国の動き

平成16年12月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、犯罪被害者支援施策に関する国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

この基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するための施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が、平成17年12月に閣議決定され、現在、「第3次犯罪被害者等基本計画」が示されています。

② 佐賀県の動き

佐賀県では、平成29年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援条例」（以下「県支援条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行しており、犯罪被害者等の支援に関して、目的、基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県が講ずべき施策の主な柱などを定めています。

この県支援条例第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画の策定）に基づき、平成30年3月に「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」（2018年度～2020年度）を策定し、つらい思いを抱えておられる犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援するとともに、県民の理解と支援の輪がさらに広がるよう、各種施策を推進しています。

第3章　重点取組

平成27年2月に第1次計画が策定されてからこれまでの間、県全体で安全安心なまちづくりに取り組んできた結果、刑法犯認知件数は大幅に減少するなど、大きな効果があがっています。

第2次佐賀県防犯あんしん計画では、社会情勢や犯罪情勢の変化を踏まえ、これまでの施策である犯罪の防止のための自主的な活動を推進するとともに、安全で安心なまちづくりの各施策に取り組むこととし、中でも喫緊の課題に対応するため、以下の4項目について重点項目として取り組みます。

⑴　子ども、女性の見守り活動の充実と拡充

県内では、子どもや女性に対する声かけ事案等の発生が後を絶たないことから、関係機関と連携し、犯罪の発生状況や不審者情報等のタイムリーな提供などを行い、また、事業者に対して防犯分野で取り組む自主的な防犯CSR活動を働きかけ、子どもや女性を犯罪から守るための防犯活動に取り組みます。

⑵　ニセ電話詐欺被害の防止

ニセ電話詐欺による被害は、全国的にも大きな被害が発生するなど社会問題化しており、県内においても、高齢者が一度に多額の現金を騙し取られる被害が多発するなど、平成24年以降6年連続で県内の被害額は年間1億円を超えています。

このため、被害に遭いやすい高齢者を中心に、これまでも取り組んでいた講話や研修会等においてタイムリーな犯行手口等の広報や情報提供を行うなどの効果的な啓発や、関係機関と連携したあらゆる対策をさらに強化し、ニセ電話詐欺被害防止に取り組みます。

⑶　防犯環境整備の推進

県内において子どもや女性への声かけ事案等が増加している一方、地域における防犯ボランティア活動を担う防犯ボランティア団体が減少している現状から、地域における防犯ボランティア活動の支援とともに、「人の目」による防犯活動を補完する防犯カメラの設置にかかる財政支援等、環境整備に対する支援に取り組みます。

⑷　サイバー犯罪被害の防止

スマートフォンやインターネットを利用したサービスの普及により、サイバー犯罪の増加が予測されることから、幅広い世代のインターネット利用者に対して、サイバー犯罪の現状や対策等について情報提供を行うとともに、インターネットの安全な利用に関する教育等を実施する活動に取り組みます。

第4章　計画の施策体系

【体系図】

佐賀県防犯あんしん条例

Ⅰ 犯罪の防止のための自主的な活動の促進	1 防犯ボランティア活動の活性化のための支援 2 佐賀県防犯ボランティア支援センターの支援等 3 広報及び啓発 4 高齢者、子ども、女性等の安全確保
Ⅱ 学校等における児童等の安全確保等	1 学校等における安全確保 2 通学路等における安全確保 3 規範意識の向上と安全に関する教育の充実
Ⅲ 犯罪の防止に配慮した環境等の整備	1 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備 2 インターネットの安全な利用 3 防犯カメラの適正な運用 4 自転車盗難防止のための施錠等の促進
Ⅳ 事業活動における防犯への配慮等	1 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等 2 防犯責任者の設置等
Ⅴ 安全・安心に関する通報その他の措置	関係機関への通報その他適切な措置
Ⅵ 犯罪被害者等に対する支援	犯罪被害者等の援助を行う民間団体への活動支援及び各関係機関等における連携

第5章　具体的施策

県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざして、現状と課題を踏まえ、次の6つの事項により、総合的かつ計画的に推進していきます。

Ⅰ　犯罪の防止のための自主的な活動の促進

安全安心なまちづくりには、防犯ボランティア活動の果たす役割が大きいことから、県民等による自主的な防犯活動（広報・啓発、防犯パトロール、環境美化など）の促進を図るとともに、自主防犯ボランティア団体の活動を支援する支援センターの支援を行い、また、高齢者、子ども、女性等が、振り込め詐欺を始めとするニセ電話詐欺、性犯罪、虐待等の被害を受けやすいことから、地域ぐるみによる安全確保を促進しようとするものです。

項目		具体的施策		条文	関係課
1 防犯ボランティア活動の活性化のための支援	安全安心なまちづくりに関する情報提供及び支援	①	<u>不審者情報等のメール配信等による情報提供</u> 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに入手し、自主防犯活動に生かせるようメール等の各種媒体を活用した効果的な情報提供を行います。	9条	生活安全企画課 人身安全・少年課
		②	<u>防犯ボランティア団体等に対する支援</u> 防犯ボランティア団体や青色防犯パトロール団体等の活動をハード・ソフトの両面から支援するように努めます。		生活安全企画課 くらしの安全安心課
		③	<u>防犯CSR活動に対する支援</u> 企業が防犯分野で自主的な地域貢献を行う防犯CSR活動の活性化を図るため、連携した各種防犯活動を推進するほか、研修会の開催等の活動支援を行います。		生活安全企画課 くらしの安全安心課
2 佐賀県防犯ボランティア支援センターの支援等		④	<u>佐賀県防犯ボランティア支援センターの支援等</u> 防犯ボランティア活動の支援や新たな防犯ボランティア団体の立ち上げの援助などハード・ソフトの両面による支援を行う支援センターの業務運営にかかる支援を行います。	10 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課

項目			具体的施策	条文	関係課
3 広報及び啓発	安全安心なまちづくりに関する広報・啓発活動の実施	⑤	**県の広報媒体等を通じた広報・啓発の充実** 安全安心なまちづくりについての理解を深めてもらうことや県民一人一人の自主的な防犯意識を高めてもらうため新聞、テレビ、ラジオ、県の広報媒体等を活用し、安全安心なまちづくりに関する広報・啓発を行います。	11 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 くらしの安全安心課
		⑥	**県民に身近な犯罪被害防止に関する情報提供** 自分の身を守るための防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるようホームページへの防犯情報の掲載やSNS等の各種広報媒体を活用した積極的な情報提供を行います。		生活安全企画課 人身安全・少年課 くらしの安全安心課
	「安全・安心の日」及び「安全安心なまちづくり旬間」の設置	⑦	**「安全・安心の日」の設置** 毎月26日の「安全・安心の日」に、防犯に関する各種イベントや広報・啓発を行い、防犯情報等の提供を行います。	11 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課
		⑧	**「安全安心なまちづくり旬間」の実施** 毎年10月11日から10月20日までの間を「安全安心なまちづくり旬間」とし、効果的な防犯のためのキャンペーン等を展開します。		生活安全企画課 くらしの安全安心課
4 高齢者、子ども、女性等の安全確保	高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供及び助言その他必要な支援の実施	⑨	**高齢者が被害に遭いやすい犯罪に関する情報提供及び支援** 高齢者が被害に遭いやすいニセ電話詐欺被害等を未然に防止するため、高齢者およびその家族等に対する広報啓発、民生委員、金融機関等の関係機関に対し、研修会等を通じて、高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供を適切に行います。 	12 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 福祉課 長寿社会課

項目		具体的施策		条文	関係課
		⑩	<u>地域包括支援センターの活動支援</u> 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、地域住民と連携し、高齢者の安全を支える活動の促進や情報提供を図ります。		くらしの安全安心課 長寿社会課
		⑪	<u>子ども・女性が被害に遭いやすい犯罪に関する情報提供及び支援</u> 子どもや女性が被害に遭いやすい犯罪や不審者に関する情報を随時適切に提供し、自主防犯活動の推進を図るなど安全確保に努めます。		生活安全企画課 人身安全・少年課 くらしの安全安心課 学校教育課
		⑫	<u>DV防止及び被害者保護等の充実</u> 市町や関係機関、民間支援団体と連携し、相談窓口において被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めるとともに、被害者の安心・安全に配慮した自立支援を行っていきます。 また、広く県民に対して DV 及び被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や若年層を対象とする DV 予防教育を実施します。	12 条	人身安全・少年課 男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課
		⑬	<u>障害者相談窓口の充実</u> 各市町が設置している障害者総合相談窓口、専門の相談窓口や障害福祉サービス事業所等と連携し、障害者の安全・安心の確保のための支援促進や情報提供を図ります。		くらしの安全安心課 障害福祉課
		⑭	<u>児童等虐待防止活動・保護対策の推進</u> ホームページや各種イベントによる児童等虐待防止の広報啓発活動や児童相談所の支援強化・連携に努め、児童等の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行います。		人身安全・少年課 こども家庭課

Ⅱ　学校等における児童等の安全確保等

児童等が被害を受ける犯罪の発生を防止するため、学校や通学路等の安全確保を推進するとともに、児童等が犯罪による被害を受けない、犯罪を起こさせないようにするための教育を充実させ、児童等の健全育成を促進しようとするものです。

項目		具体的施策		条文	関係課
1 学校等における安全確保	学校等における児童等の安全確保のための情報提供及び助言等の実施	⑮	**安全管理のためのマニュアル策定への助言** 学校等における児童等の安全確保、事故防止に関するマニュアルの策定の促進や策定状況の把握、作成時の助言等を行います。	13 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 障害福祉課 こども家庭課 保健体育課
		⑯	**職員に対する各種研修の実施** 職員の安全確保等に関する意識・対応の向上を図るため、児童等の安全安心確保に関する情報提供を行うとともに、研修会等を開催します。		人身安全・少年課 法務私学課 障害福祉課 こども家庭課 保健体育課
		⑰	**不審者対応訓練の実施** 児童等や職員を対象とした不審者の侵入等を想定した防犯訓練の実施を促進します。		生活安全企画課 保健体育課
	学校等における児童等の安全確保のための指針に基づく運用	⑱	**学校等における児童等の安全確保のための指針の周知及び指針に基づく運用** 学校等における児童等の安全が確保されるよう、学校等における児童等の安全確保のための指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、学校等における児童等の安全確保が図られるように努めます。 	14 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども家庭課 保健体育課

項目		具体的施策		条文	関係課
2 通学路等における安全確保	通学路等における児童等の安全確保のための体制の整備	⑲	**通学路等における児童等の見守り活動の促進** 学校、保護者、地域住民、事業者等と連携し通学路等における多様な担い手による見守りが活性化されるよう、効果的な安全確保のための必要な情報提供及び助言等の支援を実施します。 特に登下校時間帯における「ながら見守り」等を推進し見守り活動を強化し、子どもたちが犯罪被害に遭わない取り組みを行います。 危険に遭遇した子どもの一時的な保護や警察への通報を行う「子供110番の家」が適切に活用されるよう努めます。	14 条	生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 まなび課 障害福祉課 こども未来課 保健体育課
		⑳	**通学路等の環境整備の促進** 教育委員会、学校、保護者、地域住民、事業者、道路等の管理者、警察など関係者が連携協力して、通学路の防犯の観点からの合同点検を行い、危険箇所などを把握するとともに防犯カメラの設置等環境整備について取り組むよう働きかけます。		生活安全企画課 法務私学課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども家庭課 道路課 都市計画課 保健体育課
	通学路等における児童等の安全確保のための指針に基づく運用	㉑	**通学路等における児童等の安全確保のための指針の周知及び指針に基づく運用** 通学路等における児童等の安全が確保されるよう、通学路等における児童等の安全確保のための指針について、県の広報媒体等により県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、通学路等における児童等の安全確保が図られるように努めます。		生活安全企画課 人身安全・少年課 法務私学課 まなび課 くらしの安全安心課 障害福祉課 こども未来課 こども家庭課 道路課 都市計画課 保健体育課

項目		具体的施策		条文	関係課
3 規範意識の向上と安全に関する教育の充実	児童等が犯罪の被害にあわないための教育の充実	㉒	**誘拐や連れ去り等の被害に遭わないための防犯教室の開催等** 児童等が誘拐や連れ去り事案等の被害に遭わないために身を守る方法等を体験できる防犯教室の開催を促進します。 「地域安全マップづくり」に関して必要な情報提供及び助言を行います。	15 条	生活安全企画課 法務私学課 保健体育課
	児童等が犯罪を起こさないための教育の実施	㉓	**非行防止対策の推進等** 児童等の健全育成を図るため、非行防止対策を推進するなど規範意識の向上に努めます。		人身安全・少年課 こども未来課 学校教育課

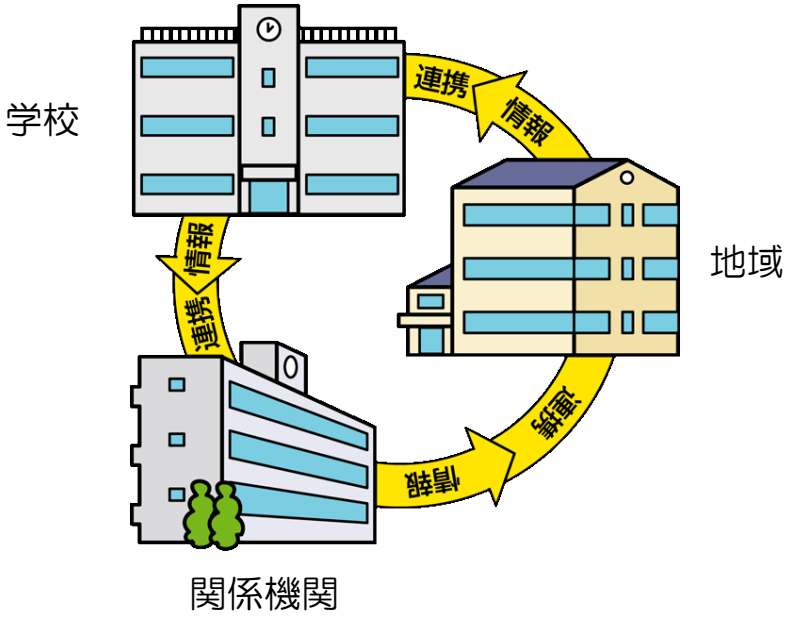

Ⅲ　犯罪の防止に配慮した環境等の整備

道路、公園、駐車（輪）場等の公共の場所における犯罪、サイバー空間における犯罪など、県民の身近なところで発生する犯罪を防止するため、防犯カメラの設置等を促進するとともに、インターネットを安全に利用するための情報提供等を行うなど、犯罪の防止に配慮した環境整備を推進しようとするものです。

項目		具体的施策		条文	関係課
1 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備	犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造設備	㉔	**犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等の整備** 道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等について、犯罪の防止に配慮し、道路照明灯や防犯灯設置による明るさの確保、草刈り等による見通しの確保のほか、プライバシーに配慮した防犯カメラ等の設置などの防犯性の向上に努めます。 また、防犯に配慮した公共空間等の普及・重要性について啓発に努めます。	16 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 都市計画課 建築住宅課
		㉕	**防犯カメラ設置の促進及び支援** 犯罪の起こりやすい道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等の危険箇所に対し、防犯カメラの設置が促進されるよう、市町や防犯団体等に対して財政支援等の各種支援を行います。 		生活安全企画課 くらしの安全安心課
		㉖	**犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知及び指針に基づく運用** 防犯性の高い道路、公園、自動車駐車場、自転車駐輪場等が普及していくよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、犯罪を未然に防止する環境を整備するように努めます。		生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 都市計画課 建築住宅課

項目			具体的施策	条文	関係課
2 インターネットの安全な利用	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策	㉗	**インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進** 児童、生徒、保護者、学校関係者等に対し、青少年のインターネットの利用に起因した犯罪被害や非行を防止するため、関係機関・団体等と連携しながら、非行防止教室、保護者説明会、サイバーセキュリティに関する講習会等あらゆる機会を捉え、最新で具体的な事例に基づく対処方法やインターネット利用に関する「親子のルールづくり」等について情報提供を行い、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動を推進します。	17条	サイバー犯罪対策課 人身安全・少年課 こども未来課 学校教育課
	サイバー犯罪の被害防止のための施策	㉘	**サイバー犯罪被害防止対策の推進** ボランティア団体等と協力して、幅広い世代に対してサイバーセキュリティに関する広報啓発を実施し、県民一人ひとりがサイバー犯罪の被害に遭わないための意識の醸成に努めます。 また、関係機関と連携したイベント開催や広報媒体を利用した情報提供を行い、県内企業や各種団体が自主的なサイバーセキュリティ対策を推進するよう働きかけます。 		サイバー犯罪対策課 人身安全・少年課 情報課 こども未来課

項目	具体的施策		条文	関係課
3 **防犯カメラの適正な運用**	㉙	**防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の周知及び指針に基づく運用** 公共の場所に設置されている防犯カメラについて、個人のプライバシーや肖像権等への人権配慮の観点から防犯カメラの設置及び運用管理者等が守るべき事項を示した指針について、県民への周知に努め、指針に基づいた運用により、防犯カメラの適切な運用を図れるように努めます。	18 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 道路課 都市計画課
4 **自転車盗難防止のための施錠等の促進**	㉚	**施錠重点対象駐輪場における施錠等の促進** 警察署長から指定を受けた施錠重点対象駐輪場において施錠等を促進するなどして盗難防止措置を推進し、自転車盗難の減少を目指します。	19 条	生活安全企画課
	㉛	**自転車の盗難防止に関する情報提供** 自転車盗難の発生状況や盗難防止対策等について、広報紙やホームページ等を通じて周知・広報を図ります。		生活安全企画課

Ⅳ　事業活動における防犯への配慮等

事業所は、強盗、窃盗、（事務所荒し、出店荒し、万引きなど）等の犯罪の対象となりやすいことから、犯罪の防止に配慮した事業施設の整備に努めるなどしていただき、事業所における被害の防止を図ろうとするものです。

項目	具体的施策		条文	関係課
1 **犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等**	㉜	**事業所の構造、設備等に関する情報提供、助言等** 犯罪又は非行の発生場所となることが懸念される夜間の駐車場の暗がり、建物の死角等を排除するための適切な照明設備や防犯カメラの設置、駐車場などで使用しない時間帯の出入り口の施錠や警備員等による施設の巡回など、防犯に配慮した事業所が整備されるよう、情報提供や助言などに努めます。	20 条	生活安全企画課 経営支援課
2 **防犯責任者の設置等**	㉝	**防犯責任者の設置・育成** 事業所における犯罪発生の未然防止を図るため、事業所の規模や事業内容にあわせ防犯に関する責任者の設置を推進するとともに、防犯教育等の実施に努めます。	21 条	生活安全企画課 くらしの安全安心課 経営支援課

【防犯責任者設置事業所のステッカー】

Ⅴ　安全･安心に関する通報その他の措置

県民が、日常生活の中で、法に抵触すると思われる行為を見聞きした場合においては、速やかに警察や学校その他関係機関に通報したり、その他適切な措置を講じるよう努めていただくものです。

項目	具体的施策		条文	関係課
関係機関への通報その他適切な措置	㉞	**法令に抵触すると思われる行為を見聞きした場合の通報等** 法令に抵触すると思われる行為を見聞きした場合に警察や学校その他関係機関に通報がなされるよう広報啓発に努めます。	22 条	生活安全企画課他（全所属）

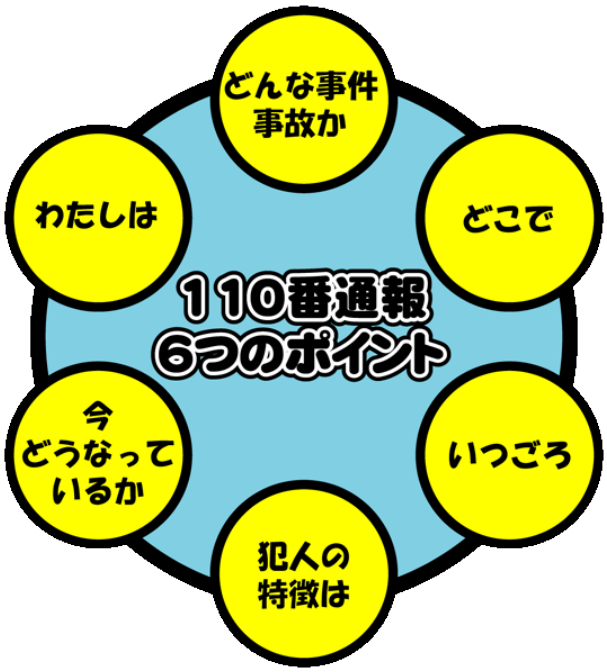

Ⅵ　犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができる温もりある社会形成を促進しようとするものです。

項目	具体的施策		条文	関係課
犯罪被害者等の援助を行う民間団体への活動支援及び各関係機関等における連携	㉟	**佐賀県犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等に対する支援** 佐賀県犯罪被害者等支援条例に基づき、様々な問題に苦しめられている犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができるように、関係機関・団体がともに連携し、犯罪被害者等の気持ちに寄り添う姿勢で支援します。	23 条	広報県民課 くらしの安全安心課 福祉課 長寿社会課 障害福祉課 国民健康保険課 男女参画・女性の活推進課 こども家庭課 産業人材課 労働委員会事務局 学校教育課

〈資料編〉

○　佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例
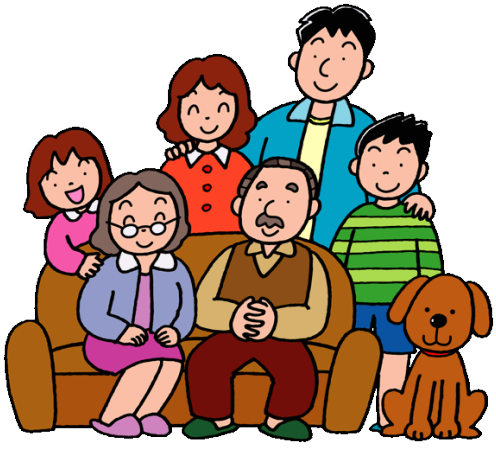
○　指針